

○議長（神山章憲）

5番原野利男君の登壇を求めます。

○5番（原野利男）

おはようございます。5番原野利男です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、職員の綱紀肅正についてお尋ねします。

新聞、テレビ等で公務員の不祥事が毎日のように報道される近年、この状況はまさに異常事態であります。そして、先般、広川町職員の飲酒運転事故が報道されました。このことに対し、町長をはじめ、執行部の皆様、大変御苦勞をなされてあることとお察しいたします。こういった事件が起きますと、献身的に町政に尽くされているほかの職員の方々も同様に批判の目で見られてしまうことが残念でなりません。職員各個人のモラルの欠如が問題であることは言うまでもありませんが、このような職員の不祥事が起きてしまったことは、その組織の責任が問われることになってしまいます。

総務省の調べによりますと、平成23年度中における地方公務員の懲戒処分者数は4,614人であったということです。ここ数年間は毎年5,000人前後の地方公務員が懲戒処分を受けているようです。これは行政に対する住民の信頼を著しく損なう非常に憂慮すべき状況であります。また、分限処分者数については2万5,187人であったということですが、その多くは心身の故障によるものであると言われていています。近年、精神的な病気を理由に長期にわたり欠勤する職員がふえ、問題になっているようです。

そこで、町の状況はどうか、お尋ねします。

また、今回の職員の不祥事の要因は、組織としてどういうところにあると考えておられるのか、そして今まで広川町職員を処分するような事例があるのかどうか、お尋ねします。

さらに、今後の不祥事防止対策について本町ではどのような見解を持っておられるのか、あわせてお伺いします。

次に、地域公共交通の運用についてお尋ねします。

地域公共交通については、昨年10月1日から広川町の地域公共交通のあり方が見直され、全ての町民に使いやすく、将来的に持続可能な地域公共交通を目指して、ふれあいタクシーとして事業がスタートしており、通学、買い物客、高齢者、障害者等のさまざまな人々が利用されております。

そうした中、現在の利用状況や今後の課題についてお尋ねしますが、昨日の一般質問で稲員議員からの質問もありました。重複の答弁になるかと思いますが、よろしくお願ひします。

あとは質問席で行いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（神山章憲）

町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。原野議員の質問の中の職員の綱紀肅正についてでございま

す。

まずもって、昨年12月、職員の飲酒運転が発覚し、また1月には公金官物処理不適正で停職6カ月の懲戒処分と、続けて職員による不祥事がありましたことを深くおわびを申し上げます。

これらの不祥事の大きな原因の一つとして、公務員としての倫理の欠如が上げられます。今回の懲戒処分事案につきましては、元職員の公金に対する認識不足と職務上の義務を怠ったものであり、備品等の管理、事務処理手続の不適正、またそのチェック体制の不備が招いたものであります。

職員の飲酒運転につきましては、職務外の事件ではありますが、公務員としてあってはならないことで、また社会人として許されることのできない行為であります。懲戒処分につきましては、検察庁の起訴決定後に賞罰審議会の答申を受け、処分を決定いたします。

飲酒運転については、個人的な要因が大きいものではありませんが、飲酒に関する問題意識や知識の不足、また自分の行為がもたらす結果についての認識や想像力が不足していると言えます。

町民に信頼される職員、そして組織であるために、法令を遵守し、全体の奉仕者たるにふさわしい職員育成を目指し、定期的に全職員に対し、文書、口頭により綱紀の保持及び服務規律の確保の周知徹底に努めるとともに、特に、飲酒運転の撲滅、職員倫理の遵守、信用失墜行為の禁止については定期的、継続的に研修、指導を実施してまいります。

広川町職員としての自覚と誇りを再確認し、このような不祥事が二度と起こらぬよう、全職員一丸となって再発防止に取り組んでまいります。

職員の長期休職については、後ほど課長から説明をいたさせます。

次に、地域公共交通についての質問でございます。

平成25年10月1日運行開始したふれあいタクシーの利用状況につきましては、2月末延べ利用者数2,634人、1日当たり利用者数26.6人となっており、毎月、新規の利用者は増加傾向にあります。しかしながら、25年度の1日当たり利用目標値50人に対し、53%の利用実績となっております。

事業の取り組みにつきましては、平成25年7月より運行開始に伴う事前説明会を実施し、利用案内パンフレット及び利用案内ビデオ等を作成し、民生委員会、地域老人会、サロン事業等を通じて幅広い啓発活動を行っている状況であります。

今後の事業取り組みにつきましては、各地区の民生委員の方々や地域包括職員等を含め、連携した事業推進を展開し、利用増進を図ってまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（神山章憲）

教育長。

○教育長（吉住政子）

おはようございます。原野議員の御質問にお答えいたします。

職員の綱紀肅正の件でございますが、県費学校教職員につきましては、残念ながら県内ではたくさんの事例がございます、近隣の市町でも本年度出ておりまして、事務所の所長が県の会議で謝罪するという事もございます。

ただ、広川町では事例はございません。

そこで、町内では小・中学校の教職員の綱紀肅正につきまして、毎月行っております校長会の中で、特に飲酒運転、わいせつ行為の厳禁、それから体罰の禁止、個人情報、公金、公用物の適正な管理徹底、そういうことを校長へ指示、連絡をしております。

各学校現場では校長を通して職員への指導が行われておりますし、さらに研修も行っております。

それから、町内でまとめた研修も行っておりまして、先日は小・中学校の校長が講師として希望者にメンタルヘルス研修を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（神山章憲）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

おはようございます。長期にわたる病休についての御質問ですけれども、ここ数年、精神的な病気を理由に病休を取得した職員が数名おりますが、心療内科等に通院しまして、現在、職場復帰をしております。

現在は病休を取得している職員はおりませんが、人事に関するアンケートによりますと、仕事や職場によるストレスを感じている職員が多いようでございますので、面談を通じて話し合いをしていきたいと考えております。

○議長（神山章憲）

5番原野利男君。

○5番（原野利男）

今回の不祥事を起こした職員の処分における根拠についてお聞きします。

本町では、懲戒処分を行う際に人事院が作成した懲戒処分の指針に準拠した対応を基本とされるとお聞きしておりますが、どこの自治体においても、これまでも不祥事の防止についてはいろいろと取り組んでこられたと思います。しかし、全国的にも不祥事が繰り返り起こり、取り組みの成果が上がっているとは思われません。不祥事の防止に有効な手だてがない現状において、処分の厳罰化も一つの手法として有効ではないかとも思います。

今回の処分に至った経緯及び独自の条例による処分の厳罰化についてどのような見解を持っておられるのか、お尋ねします。

○議長（神山章憲）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

今回の処分の経緯と処分の厳罰化の御質問ですけれども、今回の処分に至った経緯につ

いてでございますが、懲戒処分につきましては、地方公務員法第29条に定める事由により、戒告、減給、停職、免職の4種類が定めてあります。今回の処分の量定の決定につきましては、懲戒処分の対象となり得る事例と、その標準的な処分量を示した人事院が通知しております懲戒処分の指針や他自治体の処分を参考に、広川町職員賞罰審議会の答申を受け、処分を決定いたしております。

処分の厳罰化についてでございますけれども、本議会に懲戒停職処分の期間を最長6か月から1年に改正を提案しております。また、懲戒処分の指針については、福岡県が本年1月、これまで準用してきた人事院の懲戒処分の指針より処分内容を厳格化した独自の指針を定めております。近隣の筑後市でも独自の指針を定めておりますので、福岡県、筑後市、その他自治体の指針を参考にしまして、本年度内には懲戒処分の指針を策定したいと考えております。

以上です。

○議長（神山章憲）

5番原野利男君。

○5番（原野利男）

今回の件に限らず、行政の行う処分の妥当性と、それに対する住民感情は、いつも温度差があるように感じます。処分の内容を検討する賞罰審議会委員に、現在どのような方が選任されているのでしょうか。

また、今後、賞罰審議会に住民の代表を加えることが可能かどうか、お尋ねします。

○議長（神山章憲）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

まず、賞罰審議会の委員の構成ですけれども、会長に副町長、副会長に教育長、それと委員が総務課長、教育次長、管理職代表1名、職員互助会代表1名、組合代表1名の合計7名で組織しております。

また、住民の代表を加えることが可能かとの質問でございますけれども、住民代表を加えることは考えておりません。内部の職員以外の者を入れる必要がある場合につきましては、弁護士を入れている自治体がありますので、そのときは弁護士を考えております。

以上でございます。

○議長（神山章憲）

5番原野利男君。

○5番（原野利男）

私は処分の厳罰化を図ることで不祥事が完全に防止できるとは思っておりませんが、今後、職員の不祥事は二度とあってはならないことです。不祥事を起こさないためには、早い段階で不祥事の芽を摘むという予防が重要であると思っております。

研修などを通じて職員一人一人に教育を行う必要があると思います。私自身もそうです

が、職場教育により社会性を育てていただいたという思いが強くなります。これを機に、職員に対し改めて服務規程の遵守について指導するなどして、全体の奉仕者としての自覚を持っていただく必要があるのではないかと考えております。

そこで、現在認識されている町職員の問題点と、今後の再発防止のため、どのような教育、研修が必要と考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（神山章憲）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

職員の問題点としては、先ほど町長答弁でありましたように、公務員としての倫理の欠如が大きな原因だと考えております。

また、業務につきましては、職場のコミュニケーション不足、職場間のチェック体制がとれていなかったこと、契約事務等の職員の理解が不十分だったことが挙げられます。

再発防止につきましては、業務につきましては、職員同士の連携やコミュニケーションを充実させて、法令遵守、契約事務や会計事務の手續に係る職員研修を充実させたいと考えております。

また、懲戒処分の方針策定後に懲戒処分についての研修も取り入れていき、綱紀の保持及び服務規律の確保の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（神山章憲）

5番原野利男君。

○5番（原野利男）

優良企業には立派な服務規程があります。服務規程の内容については、職種によっても違いがあると私は思っておりますが、今後、広川町の服務規程の内容を詳細に充実するお考えがあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（神山章憲）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

広川町職員服務規程につきましては、平成13年度に制定しております。他自治体の規程等を調査しまして、取り入れるとところがあれば改正を考えたいと思っております。

また、綱紀の保持や服務規律の確保については、行動基準や不祥事再発防止対策などを策定している自治体もあります。それらも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（神山章憲）

5番原野利男君。

○5番（原野利男）

全体の奉仕者として自覚が足りない者に対しては、厳しい服務規程をつくり、守らせる

のが必要ではないかと私は思っておりますが、どう思われますか。

○議長（神山章憲）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

基本的には社会人としてのルールがきちんとできていれば、公務員としての倫理につきましては守れると思いますので、細かいところまで規定するのはいかなものかと思っております。

○議長（神山章憲）

5 番原野利男君。

○5 番（原野利男）

飲酒運転事故防止について、ちょっとお尋ねします。

町では、アルコール検知器7台を1月の補正予算で購入されたと思います。その使用方法について、どのような取り扱いをなされておるのか。

また、アルコールが検知された場合、どういう措置をされておるのか、お尋ねします。

○議長（神山章憲）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

アルコール検知器につきましては、各課に配置しております。管理職によって管理していただいておりますけれども、主に職員の健康管理と飲酒運転の再発防止のために使用しております。

方法としては、庁用車を運転する際には必ずはかるようにしております。また、前日飲酒した職員については、検査することによって自分の健康状態を把握させるようにしております。

飲酒の検知が、数値が上がった場合なんですけれども、それは当然、車には乗せないということにしております。

以上です。

○議長（神山章憲）

5 番原野利男君。

○5 番（原野利男）

飲酒運転事故防止に努めていただきたいわけですが、職員の接遇についてちょっとお尋ねします。

実はきのう、うちの行政区の区長さんが見えまして、きょうの質問はこういう質問をしますよという話をしたときに、実はこういうことを言われました。先月の話ですけど、具体的に話してもいいわけですが、区長さんが仕事で役場にいつも行くと。そしたら、自分に対して職員が不愉快な態度をとるということでした。たまりかねて、先月、こういう態度をとるならば町長のところに連れて行って、ちょっと一言言うてもらおうかなというこ

とで行かれたそうです。そしたら、たまたまその職員がおらんやったけんで、課長に話を
して、帰ったと。私、きのうその話を聞きまして、職員が挨拶もしない、何か自分が行く
とあっちのほうに行ったり、明らかに無視をしておるといふうな話でした。区長さんの
話ですから、どこまで事実かどうか、私はまだわかりませんが、最後のときに担当課長に、
そういうことがないように言うてくれと、自分も行政区のために仕事をしているんだから、
分け隔てなくみんなとつき合っていただくようにしてくれといふうな話をされて、帰っ
てこられたそうです。それが先週か先々週の話。きのうの話では、その後、何も音沙汰が
ないということでした。もうその担当課に行くのが不愉快だということですね。

そうした場合に、どの課長かわかりませんが、そういうことを聞かれた課長がいらっし
ゃると思います。そういうときに、どういう指導をされておるのか、ちょっとお伺いした
いと思います。——仮定していいですよ。仮定していいですから、そういう状況のときに、
そういうふうに言われたなら、課長さんたちは担当員に指導されておるかどうか、ちょっ
と聞いたわけです。

○議長（神山章憲）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

担当課長にじゃなくて、直接私に話がある場合もございます。そういう場合は当然、担
当課長を呼んで、係から詳しく事情を聞いて、それを私に報告させて、私のほうからそう
いうことが起こらないように日ごろからの指導をとということを課長には言っております。

恐らく各課長も、課長にそういう係員の不祥事、あるいは接遇の問題点についての話が、
情報が入ったならば、係長及び担当者に対して直接に指導しているのは間違いのないと思
います。

○議長（神山章憲）

5番原野利男君。

○5番（原野利男）

接遇については、同僚議員も昨年、朝礼時に挨拶をといふうな話を多分したと思いま
す。私もまさにそのとおりだと思っておりますが、そういう指導が足りておるのかなとい
うふうな気もしますが、まだほかに例があります。

ついでにもう1つの例ですけど、実は、これは私が近くの人と一緒に森林組合に、ある
事業のことで相談に行ったわけですね。そしたら、森林組合の職員の方が、その手順とし
て、役場のほうから提出をしてくださいという事案がありました。役場のほうにお願いを
してくださいということで。役場のほうにお願いすると、役場のほうから森林組合のほう
に事業の手続というか、それをやりますから、とにかく役場の職員の方をお願いをして
くださいということでしたので、私ともう1人でしたけど、私が代表というわけじゃないで
すけど、私が役場の担当課のほうに行っておりました。森林組合のほうに行くと、こ
ういふうな届け出をしますから、役場のほうを経由して届けをしてくださいよという話

をしました。そしたら、いきなりですね、その担当課の職員がそこにおらなかったのかもわかりませんが、いきなり来て、それはだめですよと。多分、職員の中には知ってある方がいらっしゃると思います。だめですよと言われました。何でだめですかと、私は役場から森林組合のほうに事業の願いをするだけでいいですよと。そしたら、役場の職員は、それは言ってもだめですよと。いろんな問答をしました。最後はですね、正直言って情けないことですが、私は腹かいて帰りました。ばかです。そのときにもう少しですね、立場でいうならば職員を戒めて、あんた、何ということですかと言わにやいかん立場でしたけど、もう自分自身があきれて、腹かいて帰りました。皆さん笑ったと思います、多分何人かは。あげん腹かいて帰らんでんち。しかし、ついてきた人は、でたらめだと言わしたですよ。ただ役場をお願いするだけの話。役場からお願いするだけの話。それを結果を見て、だめですよというわけです。15分ぐらいやりとりしました。

そういうときに、周りにおける上司は指導せないかんとです。でも、そういうふうな雰囲気ではなかったのは事実です。私のことと、その事業は自分たちのことですので、あえて後から行って、いろいろ申し込みとか、そういうことはやりませんでしたけど、いまだかつてそのままになりました。

だから、たまたま私だけだったのかもわかりませんが、でも、私はそうではないと思います。そういう事例が町民の方にはたくさんいらっしゃると思います。だから、ここで言うのは、接遇に対してはもう少し力を入れて、住民の人たちが来られても安心して仕事できるような、そういう職場にしていきたいと思います。それは確かに一部の人ですよ。一部の人です。一部の人ですけど、やっぱり町民側から言うと、やっぱり役場は、役場はというふうになると思います。

だから、接遇については、さらなる指導をお願いしたいと思っております。

また最後に、処分の厳罰化、教育研修、服務規程の見直しについて、今後、十分検討をしていただくとして、再発防止には何よりも日常の仕事の中で、職員の異変及び不祥事の危険性に気づくことができる職場にさせていただくことが重要だと思っております。隣の職員が何をしているかわからないというふうな職場ではいけないと思っております。プライバシーの問題もあると思います。ある程度は職員同士がふだん何をしているかを知っているような、公私とも良好な関係をつくれるような職場づくりに努めていただくようお願いしたいと思います。

この職員の綱紀肅正についての質問は終わらせていただきます。

次に、地域公共交通の運用についてお尋ねします。

ふれあいタクシーの利用状況については、先ほど答弁にありましたように、1日26.6名、目標値の53%ということですが、今後、先ほど答弁で言われましたが、目標値50名と考えておられるようですが、その目標値にするために何か策があるのかどうか、お尋ねします。

また、利用料金、今までの収益がどのくらいあるのか、お尋ねします。

○議長（神山章憲）

商工観光課長。

○商工観光課長（山下壽弘）

まず、今後の対策でございますけれども、先日、稲員議員の御質問にもお答えをいたしましたけれども、平成25年1月にアンケートを徴取しております。その中で、現在のバスを改善されたら利用をされますかという質問に対しまして、必ず利用しますよという方が480名程度おられますので、これについて、今、幅広く啓発活動を行っているわけですが、まだその480名の方が利用されていないという状況であると思われまます。そこで、そういう人たちの潜在的な利用を推進するために、先ほど町長のほうからお話がありましたように、健康福祉課の中の地域包括の職員とか、マンツーマンの推進が必要ではなかろうかということで、今後については草の根の推進活動で利用者をふやしていくという考え方を持っております。

あと、2番目の今までの収益でございますけれども、2月末現在で約890千円の利用収入を得ているところでございます。

以上でございます。

○議長（神山章憲）

5番原野利男君。

○5番（原野利男）

ふれあいタクシーの運行を始めてまだ半年ですので、結果というのは余り出ていないと思いますが、いろいろ課題もあると思います。利用された方の話を私もこの間からちょっと聞いてみました。中には喜んである方が多いようですね。利用された方ほとんどです。でも、中にはあと200円程度下げていただくといいなと。それは八女市と比較しての話かも知れませんが、そういう話も出ております。

私は値下げすると利用者がふえるとは思っておりませんが、一つの方法として、値下げすることも利用増につながるかも知れないと思っております。

今後、利用料金の改定の考えがあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（神山章憲）

商工観光課長。

○商工観光課長（山下壽弘）

現在、まだ運行開始をして5カ月と短い期間でございます。料金改定等については、料金改定に限らず、1年間の運行状況を把握して、それからいろんな問題点を解析して対応していきたいと考えております。

今までの利用状況でございますけれども、先ほど町長のほうから2,634名の方が利用されているということで御報告がありましたけれども、その内訳として、女性の方が約1,700名程度、それから男性の方が900名程度利用されていると。また、年齢別にいきますと、70代をトップに、80代と、70代、80代の方がほとんどのシェアを占めているという状況になつ

ておるところでございます。

以上でございます。

○議長（神山章憲）

5 番原野利男君。

○5 番（原野利男）

最後に、地域公共交通については、たびたび申し上げますように、高齢者がふえ続ける中、健康で生きがいを持ち、充実した日々を過ごしていただけるような手助けが必要だと思っておりますので、このふれあいタクシーが高齢社会を支える快適な町民の足となるように願っております。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。